IPLPI シンポジウム「音楽教室事件最高裁判決を語る」 シンポジウム中にいただいたご 質問

*司会(金子)より:シンポジウムにおいてご質問を頂いた皆様、誠にありがとうございました。司会の不手際により検討の時間を十分に取れなかった点や、参加者・登壇者に適切に共有できなかった点をお詫びします。

| # | 質問 | 質問者名(敬称略) |
|---|--------------------------------|-----------|
| 1 | 上野先生に質問です。スライド 24 でご紹介されている上告理 | |
| | 由書はどこかで公開されているものでしょうか。内容を確認 | |
| | するには記録を閲覧するしかないでしょうか。 | |
| 2 | 教師の伴奏が「補助」するものにとどまると判決で述べられて | 永瀬 研一郎 |
| | いますが、教師の伴奏は生徒の演奏の一体となり、行為主体は | |
| | 生徒であるということでしょうか。それとも教師の伴奏は演 | |
| | 奏にあたらないということでしょうか。 | |
| 3 | 上野先生は、本判決はロクラク最判の一般論を沿っても構わ | 逸塵 劉 |
| | ないとおっしゃいましたけれど、 | |
| | 本判決が「目的」という考慮要素を重視し、生徒の演奏は自分 | |
| | 自身の演奏技術を上達するために行なっているので、生徒こ | |
| | そが演奏主体になる、というふうに判断していますが、 | |
| | 同じ「目的」の要素をロクラクの事案に当てはめると、ユーザ | |
| | ーの複製は自分自身が放送番組を享受するために行なってい | |
| | るので、ユーザー自身が複製主体、というロクラク最判と異な | |
| | る結論になるのではないでしょうか。 | |
| | その点からすると、本判決の一般論はロクラク最判とは結構 | |
| | 異なっているのではないでしょうか。 | |
| 4 | 何年くらい固定されていれば「特定少数」になりえるんでしょ | 由貴 天野 |
| | うか?家族でもメンバーの入れ替わりがあると思いますが, | |
| | それは長い期間固定されているからという考え方なんでしょ | |
| | うか。入れ替わりがあるから「公衆」ということであれば,契 | |
| | 約では「固定」とならないわけで、だったら何だったら「特定 | |
| | 少数」になるんでしょうか。 | |
| | 少 奴」になるんでしよ っか。 | |

5 誰の目的かという点についてですが、行為主体となり得る者 それぞれについて考慮すべき必要があるのではないかという 気がします。カラオケスナックの場合も、規範的に経営者が歌 唱の主体と評価されたとしても、客が歌唱との主体ではない との結論となるわけではなく、仮に客が演奏権侵害の責任を 問われた場合には、客の歌唱の目的が問われるということか なと思います。

一方、音楽教室における演奏の場合、教師は、生徒の演奏技術の向上という目的から、対象となる楽曲を選択して、生徒に当該楽曲を演奏させており、不特定の者に聞かせることを目的としているわけではないと思うのですが、カラオケ店の経営者は、客の歌唱を他の客に聞かせる目的があり、その点が、大きな違いであるように思います。

6 素人質問ですみません。現在、自分のカラオケ技術向上のためだけにボイストレーニング教室に通っています。レッスンでは、自分が歌いたい曲について、①歌入りの曲そのものを流して先生と一緒に聞いてみる。②カラオケの曲を流して自分で歌って先生から指導を受ける③先生に歌ってもらって聞く、というパターンがあります。こういう場合、教室はJASRACに支払いをする必要が生じますでしょうか?その場合には生徒に月謝で転嫁されそうで嫌だなぁと思います。または、先生が歌ってくれなくなっても困るなぁと思います。

佳之 宮下

折戸 誠子

7 上野先生に、以下3点質問させていただきます。

私は、本件判決は、カラオケ法理を否定しているとはいえない と考えています。

その意味では、奥邨先生が言われたように、今後も併存してゆ くものと考えます。

(1) カラオケ法理に関する質問です。

上野先生が 21 年も検討されてきた、管理支配性と利益性を要件とする「カラオケ法理」のご批判は、利益性の要件に問題があるとのご意見です。

しかしながら、利益性の要件については、著作権法 38 条 1 項の非営利目的の演奏等の規定との関係では、「必須の要件」と述べるご見解もあります (例えば、本件音楽教室事業者の代理人をされている三村量一元判事の著作権法学会におけるご発表「カラオケ法理の考え方と最高裁判決」著作権研究No. 38 (2011 年) 91 頁)。この点どうお考えでしょうか?

(2) その著作権法 38 条 1 項と本件への適用可能性について の質問です。

著作権法 38 条 1 項は、ドイツ著作権法 52 条にならって 規定されたものとされています。そのドイツ著作権法 52 条は、 教育目的の演奏等については、営利目的の場合はもちろん、非 営利目的の場合であっても補償金を支払うことになっていま す。

学校の授業における生徒の演奏と、営利目的の音楽教室 における生徒の演奏を比較するのが妥当ではないかと思いま す。

本件は、著作権法 38 条 1 項との関係で判断されるべき事例ではなかったでしょうか?

この点どのようにお考えでしょうか?

角田 政芳

(3) 本件判決は、「生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏 | 角田 政芳 するのであって、演奏することを強制されるものではない。」 と述べています。

これは、「クラブキャッツアイ事件」で、スナックの店主が「客 が勝手に歌っているんだから、使用料は客に請求してくれ」と 述べたのに似ています。

判旨も認めているように、生徒が「教師から演奏技術等の教授 を受け」て、教師が、「課題曲を選定し、生徒に対してその演 奏につき指示・指導をする」行為がなければ、レッスンは成立 しないのではないでしょうか?つまり、管理性を否定するこ とはできないのではないでしょうか?

最高裁の論理のながれをみると、

田村 善之

目的は独立した考慮要素としてではなく、教師の関与が補助、 助力という判断につなげており、そこから生徒は演奏を強制 されていないという結論につなげていると理解できるように も思えるのですが、いかがでしょうか?

そうすると、利用するのことを最終的に決めている、利用する ことを止めることができるのは生徒であると判断するための 要素としていると理解することができるようにも思うのです が、いかがでしょうか?